

領事業務事務補助員（委嘱員）の募集について

在スウェーデン日本国大使館では、領事業務事務補助員（以下、委嘱員）を1名募集しています。応募資格等は以下のとおりです。

1. 応募資格

- (1) 年 齢：18歳以上
- (2) 資 格：スウェーデン政府により付与された滞在資格に従い、当地で合法的に就労することが認められている日本人であること。
- (3) 技 能：日本語でコミュニケーションができること。
- (4) その他：**登録された個人事業主として又は人材派遣会社、若しくは請求書発行代行業者 (invoicing company) を通じて Tax invoice を発行できること。**

2. 募集期間

2026年5月25日（月）午前9時から6月1日（月）午後1時まで。

※ この期間外に応募された方につきましては選考されませんのでご了承願います。

3. 主な委嘱業務内容

領事業務の補助

4. 委嘱期間

2026年6月上旬から9月末までの間の10日間

（例）週2日出勤した場合、委嘱期間は5週間

5. 勤務時間

一日7時間（9：00－17：00）※昼休み1時間（12：30－13：30）を除く

6. 委嘱料（交通費等の諸手当の支給はありません。）

日額：約2,900スウェーデン・クローナ

委嘱料の日額は目安です。この中からスウェーデンの所得税等を納めていただく必要があります

7. 応募方法

以下の書類を2026年6月1日（月）午後12時までに提出してください。書類選考後、候補者の方には6月2日（火）までに面接日時をご連絡差し上げます。

なお、書類選考からもれた方につきましては、当館からご連絡いたしかねますのであらかじめご了承ください。

- (1) 日本語による履歴書（様式不問）
- (2) パスポート及びスウェーデン滞在許可証のコピー

※1：提出は郵送（書留）でもメールによるデータ提出（PDF等）でも結構です。

※2：データで提出される際は「taishikan-ryoji@st.mofa.go.jp」までお願いします。

在スウェーデン日本国大使館

TEL：+46-(0)8-5793-5300（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

H P：<http://www.se.emb-japan.go.jp/>

E-Mail：taishikan-ryoji@st.mofa.go.jp